

盛岡市宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月27日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市宿泊税条例（令和7年条例第47号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(宿泊料金)

第2条 条例第2条第2項第5号の宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものは、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税の額に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が定めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定の通知)

第3条 市長は、条例第6条第2項の規定に基づく指定をしたときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により当該指定をした特別徴収義務者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の申告等)

第4条 条例第7条第1項の申告書は、宿泊税特別徴収義務者申告書とする。

- 2 市長は、前項の申告書を受理したときは、当該申告書を提出した者に対し、宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書を交付するものとする。
- 3 条例第7条第2項の規定による届出は、宿泊税特別徴収義務者異動届により行わなければならない。
- 4 条例第7条第3項から第5項までの規定による届出は、宿泊施設営業休止（再開・廃止）届により行わなければならない。

(納税管理人の申告等)

第5条 条例第8条第1項の申告書及び同項の申請書並びに同項後段に規定する場合における申告書及び申請書は、宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書とする。

- 2 市長は、前項の申告・承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を宿泊

税納税管理人（変更・異動）承認（不承認）通知書により当該申告・承認申請書を提出した者に通知するものとする。

3 条例第8条第2項の申請書は、宿泊税納税管理人不選任認定申請書とする。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を宿泊税納税管理人不選任認定（不認定）通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

5 条例第8条第2項の規定による届出は、宿泊税納税管理人不選任認定者異動届により行わなければならない。

（納入申告書及び納入書）

第6条 条例第10条第1項の納入申告書は、宿泊税納入申告書とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の納入書は、宿泊税納入書とする。

（申告納入の期限の特例の要件等）

第7条 条例第10条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次項の申請書を提出した日の属する月の前12月間（第4号及び第5号において「対象期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が120万円以下であること。

(2) 次項の申請書を提出した日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。

(3) 条例第10条第3項の規定に基づく承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

(4) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(5) 対象期間において、特別徴収義務者が徴収金を滞納していないこと。

(6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第10条第2項の承認を受けようとする者は、宿泊税申告納入期限特例承認申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を宿泊税申告納入期限特例承認（不承認）通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

4 市長は、条例第10条第3項の規定に基づき同条第2項の承認を取り消したときは、宿泊税申告納入期限特例承認取消通知書により当該承認の取消しを受けた者に通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第8条 条例第12条第1項の申請をしようとする者は、宿泊税還付・納入義務免除申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第12条第3項の規定による通知は、宿泊税還付・納入義務免除等承認（不承認）決定通知

書により行うものとする。

(賦課徴収)

第9条 この規則に定めるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、盛岡市市税条例施行規則（昭和26年規則第33号の2）に定めるところによる。この場合において、同規則第3条第1項中「条例」とあるのは「条例若しくは盛岡市宿泊税条例（令和7年条例第47号）」と、同規則第4条第1項中「条例」とあるのは「条例若しくは盛岡市宿泊税条例」と、同規則第27条第1項中「条例」とあるのは「条例又は盛岡市宿泊税条例」とする。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日（令和8年10月1日）から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和9年9月30日までの間における条例第10条第2項の規則で定める要件は、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 第7条第2項の申請書を提出した日（令和9年1月1日から同年9月30日までの日に限る。次号及び第3号において「申請日」という。）の属する月の前3月間における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が30万円以下であること。
 - (2) 申請日において、宿泊施設の営業を開始した日から3月を経過していること。
 - (3) 申請日の属する月の前12月間において、特別徴収義務者が徴収金を滞納していないこと。
 - (4) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。